

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 四三
- 公告
土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 四三
- 公告
県営土地改良事業の工事が完了した件 四三
- 福島県公安委員会
福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 四四
- 福島県労働委員会
地方公営企業等の労働組合について労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定した件 四五

告 示

福島県告示第五百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年八月十四日から同年九月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び猪苗代町商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年八月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

（商業まちづくり課）

公 告

公告第七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十九年八月十四日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
郡山市多田野土地改良区

退任した役員	就任した役員	住所
理事 橋本 幸一	理事 橋本 幸一	郡山市逢瀬町多田野字河田堀四一番地
役員 鈴木 旭	役員 鈴木 旭	同 市逢瀬町多田野字宮南六五番地
同 遠藤 英記	同 遠藤 英記	同 市逢瀬町多田野字浄土松道二五番地
同 菅野 佐市	同 菅野 佐市	同 市逢瀬町多田野字本郷一七番地
同 熊田 憲治	同 熊田 憲治	同 市逢瀬町多田野字堺山二番地の四
同 本田 憲雄	同 本田 憲雄	同 市逢瀬町多田野字本郷一二六番地
同 川田 實	同 川田 實	同 市逢瀬町多田野字休石一三番地
同 大橋 正秋	同 大橋 正秋	同 市逢瀬町多田野字上台林四番地の一
同 加藤 富一	同 加藤 富一	同 市逢瀬町多田野字西赤穂木一九番地
同 橋本 功美	同 橋本 功美	同 市逢瀬町多田野字白石二六番地
同 川見 幸和	同 川見 幸和	同 市逢瀬町多田野字本郷一四六番地
同 早尾 壽松	同 早尾 壽松	同 市逢瀬町多田野字下古川林八番地の一
就任した役員	就任した役員	
氏名	氏名	住所
橋本 幸一	橋本 幸一	郡山市逢瀬町多田野字河田堀四一番地
鈴木 旭	鈴木 旭	同 市逢瀬町多田野字宮南六五番地
遠藤 英記	遠藤 英記	同 市逢瀬町多田野字浄土松道二五番地
菅野 佐市	菅野 佐市	同 市逢瀬町多田野字本郷一七番地
早尾 壽松	早尾 壽松	同 市逢瀬町多田野字下古川林八番地の一
本田 憲雄	本田 憲雄	同 市逢瀬町多田野字本郷一二六番地
大橋 正秋	大橋 正秋	同 市逢瀬町多田野字上台林四番地の一
加藤 富一	加藤 富一	同 市逢瀬町多田野字西赤穂木一九番地
柳沼 孝一	柳沼 孝一	同 市逢瀬町多田野字戸ノ内一二六番地
橋本 功美	橋本 功美	同 市逢瀬町多田野字白石二六番地
川見 幸和	川見 幸和	同 市逢瀬町多田野字本郷一四六番地
七海 秀男	七海 秀男	同 市逢瀬町多田野字棒芳一番地

公告第百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、
原地区に係る県営農業農村基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型））の工事は、
平成二十九年六月二十日完了したので公告する。
平成二十九年八月十四日

（農村計画課）

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

福島県公安委員会

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 8月14日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

福島県公安委員会規則第9号

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福島県警察の組織に関する規則（昭和32年福島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1須賀川警察署の部西袋交番の項中「下宿町」の次に「、山寺町、北山寺町、西山寺町」を加え、「、滑川」を「及び滑川」に改める。

附 則

この規則は、平成29年8月19日から施行する。ただし、別表第1須賀川警察署の部西袋交番の項の改正規定（「、滑川」を「及び滑川」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（警 務 課）

福島県労働委員会

福島県労働委員会告示第一号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定により、同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を次のとおり認定した。

なお、地方公営企業等の労働組合について労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定した件（平成二十八年福島県労働委員会告示第二号）は、廃止する。
平成二十九年八月十四日

福島県労働委員会

会長 伊藤 宏

- 一 地方公営企業等の名称 いわき市立総合磐城共立病院
- 二 労働組合の名称 自治労いわき市立病院職員労働組合
- 三 労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲

勤務箇所	労働組合法第二条第一号に規定する者
総合磐城共立病院 磐城共立高等看護学院	院長、副院長、診療局長、救命救急センター長、医療安全管理室長、院内感染対策室長、病理診断センター長、医療技術部長、医療情報管理部長、地域医療連携室長、副診療局長、薬局長、事務局長、事務局次長、看護部長、情報システム管理室長、経営企画課長、総務課長、医事課長、病院建設課長、計画推進室長、副看護部長、統括主幹、経営企画課長補佐、総務課長補佐、財政経営係長、企画広報係長、総務係長、職員係長、事務局総務課の主査及び事務主任のうち人事・労務を担当する者 学院長、事務長、教務主任

四 認定年月日 平成二十九年七月二十五日

（審査調整課）